



クーリング・オフについてご存知ですか？

## ○クーリング・オフってなに？

「頭を冷やして考える」の意味です。いったん申し込みや契約をしてしまった後でも、冷静になって考え、取り消したい場合、法律で定められた期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

## ○クーリング・オフができる主な取引内容と期間

取引内容	期間 (契約書面を受取った日を含む)
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法を含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
訪問購入	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法）	20日間

### ※クーリング・オフができないもの

- ①店舗に出向いて契約・購入したもの ②通信販売（インターネットショッピングなど）  
③総額が3,000円未満の現金取引 ④消耗品（健康食品、化粧品など）で使用した分  
⑤乗用車 ⑥訪問購入のうち、車、大型家電、書籍など

## ○クーリング・オフの方法

1. 通知は必ず書面で行います。
2. はがきに必要事項を書き、両面をコピーします。コピーは控えとして大切に保管してください。
3. はがきは送ったことが証明出来るように郵便局から「特定記録」または「簡易書留」で出しましょう。
4. クレジット契約をした場合は、クレジット会社あてにも出しましょう。

### 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

販売会社 ☆☆☆☆株式会社

担当者△△△△

支払った代金の〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフ以外にも、契約の解除や取り消しを主張できる場合があります！  
気軽に相談ください！

### 【問い合わせ先】

長野県東信消費生活センター0268-27-8517  
町総務課消費者行政相談窓口 (32) 3111

